

## 栗林庵倶楽部設置要綱

### (趣旨)

第1条 一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下「財団」という。）が設置運営する栗林庵倶楽部（以下「クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (クラブの目的)

第2条 財団と会員との情報の共有、さまざまなサービスの提供などにより、香川県（以下「本県」という。）の県産品振興を図ることを目的とする。

### (会員)

第3条 会員は本県の県産品の製造・生産者であって、前条の目的に賛同する企業、団体又は個人とする。

### (事業)

第4条 財団は、会員に対し次の事業を行う。

- ① 栗林庵（財団販売促進部）等からの情報提供と情報の共有（メールマガジン等）
- ② 各種イベントやコンテスト等の情報提供
- ③ 各種セミナーや交流会等の開催
- ④ その他、第2条の目的に沿う事業

### (入退会)

第5条 入会、退会は随時することができる。

2 会員になろうとするものは、別紙様式第1号により入会申込書を財団に提出するものとする。

3 会員は、企業・団体名、所在地、その他財団に届け出た事項に変更があったときは、別紙様式第2号により速やかにその内容を財団に届け出るものとする。

4 会員が退会しようとするときは、別紙様式第3号により退会届を財団に提出するものとする。

### (会費)

第6条 会費は原則無料とする。但し、セミナーや交流会等（参加任意）について参加費が必要となる場合がある。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、財団理事長が別に定める。

### (付則)

この要綱は、平成25年8月29日から適用する。